

○蘭越町昆布温泉公園条例

（昭和60年3月13日）
（条 例 第 6 号）

改正 平成元年3月22日条例第36号

平成9年3月13日条例第28号

平成10年3月17日条例第5号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、蘭越町昆布温泉公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 蘭越町は、明るく住みよい地域社会づくりを推進するための施設として、町民及び観光客の良好な生活環境を保持し、もつて観光振興に寄与することを目的とし、蘭越町昆布温泉公園（以下「温泉公園」という）を別表第1のとおり設置する。

（管理）

第3条 温泉公園は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（管理の委託）

第4条 町長は、温泉公園の管理運営について、公共的団体に管理委託することができる。

（使用の承認）

第5条 温泉公園又は附属設備を使用しようとする者（以下「使用者」という）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認を与える場合において温泉公園の管理上必要あるときは、その使用について条件を附することができる。

（使用の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を承認しない。

- (1) 公安風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、その他備品等をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

（使用）

第7条 使用者は、町長の指示した事項を遵守し、常に善良な使用者としての注意をもつて使用しなければならない。

（転貸使用の禁止）

第8条 第5条の規定により、使用の承認を受けた使用者は、これを他に転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

（承認の取消等）

第9条 第5条の規定により、使用の承認を受けた場合であつても次の各号の1に該当するときは、町長は、その使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取消することができる。この場合、使用者の損害の責を負わない。

(1) 使用者が使用の条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

（利用料及び使用料）

第10条 第5条の承認を受けた者は、別表第2に掲げている使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、町長が公用に供するとき、又はその他特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 すでに納入した使用料は還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により使用を中止した場合に町長が返還することを適当と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（原状変更の禁止）

第12条 第5条の規定により使用承認を受け使用する者は、これを使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。ただし、町長が認めたときはこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定により原状を変更した者は、町長の承認を受けた場合を除き返還の際に原状に復さなければならない。

（賠償）

第13条 使用者が温泉公園の施設物若しくは備え付け物品をき損或いは滅失した場合は、町長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

（行為の制限）

第14条 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、その他これに類する行為をすること。
- (2) 興業を行うこと。
- (3) 競技会、展示会、その他これに類する催しのために、公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的・期間・場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

（行為の禁止）

第15条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告表示をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又はとめておくこと。

（利用の禁止又は制限）

第16条 町長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため止むを得ないと認められる場合において

は、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

（罰則）

第18条 次の各号の1に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第14条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第15条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第36号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月13日条例第28号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月17日条例第5号）

この条例は、平成平成10年4月1日から施行する。

第9編 産業経済（蘭越町昆布温泉公園条例）

別表第1

名 称	位 置
蘭越町昆布温泉公園	蘭越町字湯里 355 番地

別表第2

区 分	利 用 単 位	利 用 時 間	使 用 料
テ ニ ス コ ー ト	一 面	一 時 間 当 り	520円
ゲ ー ト ボ ー ル コ ー ト	一 面	一 時 間 当 り	260円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付け時間を含むものとする。
- 2 使用した時間に、1時間未満の端数がある場合は切り上げて計算する。

○蘭越町昆布温泉公園条例

（昭和60年3月13日）
（条例第6号）

改正 平成元年3月22日条例第36号
平成10年3月17日条例第5号

平成9年3月13日条例第28号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、蘭越町昆布温泉公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 蘭越町は、明るく住みよい地域社会づくりを推進するための施設として、町民及び観光客の良好な生活環境を保持し、もって観光振興に寄与することを目的とし、蘭越町昆布温泉公園（以下「温泉公園」という）を別表第1のとおり設置する。

（管理）

第3条 温泉公園は常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（管理の委託）

第4条 町長は、温泉公園の管理運営について、公共的団体に管理委託することができる。

（使用の承認）

第5条 温泉公園又は附属設備を使用しようとする者（以下「使用者」という）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認を与える場合において温泉公園の管理上必要あるときは、その使用について条件を附することができる。

（使用の制限）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を承認しない。

- (1) 公安風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、その他備品等をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認めるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

（使用）

第7条 使用者は、町長の指示した事項を遵守し、常に善良な使用者としての注意をもつて使用しなければならない。

（転貸使用の禁止）

第8条 第5条の規定により、使用の承認を受けた使用者は、これを他に転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

（承認の取消等）

第9条 第5条の規定により、使用の承認を受けた場合であつても次の各号の1に該当するときは、町長は、その使用承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取消することができる。この場合、使用者の損害の責を負わない。

(1) 使用者が使用の条件に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

（利用料及び使用料）

第10条 第5条の承認を受けた者は、別表第2に掲げている使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、町長が公用に供するとき、又はその他特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 すでに納入した使用料は還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により使用を中止した場合に町長が返還することを適当と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（原状変更の禁止）

第12条 第5条の規定により使用承認を受け使用する者は、これを使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。ただし、町長が認めたときはこの限りでない。

2 前項ただし書きの規定により原状を変更した者は、町長の承認を受けた場合を除き返還の際に原状に復さなければならない。

（賠償）

第13条 使用者が温泉公園の施設物若しくは備え付け物品をき損或いは滅失した場合は、町長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

（行為の制限）

第14条 公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、その他これに類する行為をすること。
- (2) 興業を行うこと。
- (3) 競技会、展示会、その他これに類する催しのために、公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的・期間・場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

（行為の禁止）

第15条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告表示をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又はとめておくこと。

（利用の禁止又は制限）

第16条 町長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため止むを得ないと認められる場合において

は、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

（罰則）

第18条 次の各号の1に該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第14条第1項又は第3項の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第15条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第36号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月13日条例第28号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月17日条例第5号）

この条例は、平成平成10年4月1日から施行する。

第9編 産業経済（蘭越町昆布温泉公園条例）

別表第1

名 称	位 置
蘭越町昆布温泉公園	蘭越町字湯里 355 番地

別表第2

区 分	利 用 単 位	利 用 時 間	使 用 料
テ ニ ス コ ー ト	一 面	一時間当り	520円
ゲートボールコート	一 面	一時間当り	260円

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付け時間を含むものとする。
- 2 使用した時間に、1時間未満の端数がある場合は切り上げて計算する。